小規模保育事業に係る認可・確認について

児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第43条第2項の規定に基づき、 洲本市子ども・子育て会議の意見を伺います。

○児童福祉法

第34条の15

- 4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉 審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の 保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- ○子ども・子育て支援法

(特定地域型保育事業者の確認)

第 43 条

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【事業所の概要】

事業所の名称	いちごキッズ・上物部		
所 在 地	洲本市上物部 951 番地 1		
事 業 種 別	小規模保育事業 B型		
事業開始希望日	令和6年4月1日		
設置者の名称	社会福祉法人 いちえ福祉会		
代 表 者	藤田 葉子		
管 理 者	前田 直子		
定員	12人(0歳児:2人、1歳児:5人、2歳児:5人)		
開所時間	7時30分~18時30分		
休 園 日	日曜日、祝祭日、年末年始		
連携施設	公立保育施設		

【認可基準】

項	目	小規模保育事業 B型	申請事業者
対象年齢		0~2歳児	0~2歳児
定	員	6~19人	12 人
設 備	#	【乳児・ほふく室】 0・1歳児:1人につき3.3 ㎡以上 【保育室・遊戯室】 2歳児以上:1人につき1.98 ㎡以上	7人(0·1歳児)×3.3 m ² +5人(2歳児)×1.98 m ² =33 m ² (≦115.54 m ²)
	νн	【屋外遊戯場】 2歳児以上:1人につき3.3 ㎡以上	5人(2歳児)×3.3 ㎡ =16.5 ㎡(≦330 ㎡)
		【調理設備・便所】	有
職員		【保育従事者の資格】 保育士・研修修了者	保育士 5人 (常勤換算後 4人)
	員	【人員配置】 0歳児:3人につき1人 1・2歳児:6人につき1人 に1人を加えた数以上で、半数以上は保育士	0.6(0歳児:2人)+ 1.6(1・2歳児:10人) =2.2=2+1=3人
		【嘱託医】	有
		【調理員】	有



